		条 例	」 見 直	し	調	書				
					作月	贞 年	度	平	成 21	年度
条	例 名	神奈川県奨学金貸付	寸条例							
条	例 番号	昭和39年神奈川県		•	法	規	集	第 14 約	扁第4i	章第2節
	管部局室課	教育委員会教育局高								
条	: 例 の 概 要 神奈川県教育委員会の所掌に係る奨学金の貸付けに関し必要な事項を気									項を定めて
	いる。									
	視点	検	討 内	容				<b></b>	Ħ	考
	必要性	経済的理由によ				-	-			
	現在でも	金の貸付けは、現る					-			
	現在でも       必要な条	この条例は、奨学会				3事項	頁を			
		定めるものであり、	必要な条例	である	0 0					
	有効性	学資の援助を必要	要とする者へ	貸付に	ナをす	トるこ	_ と	奨学金の	応募】	及び採用状
	現行の内	により、教育機会の	の拡大に資す	つるとと	ともに	二、当	学習	況		
	容で課題	意欲の向上に寄与っ	<b>するものであ</b>	り、有	可効で	ある	0	年度 応募	募者数	採用者数
検	が解決で									4,022人
	きるか。									4,227人
	-1 - <del></del> 14	ツタナ ハエトト	7 11.74 0 10	3 XX 8	5 H-1	1. 1. 12	. بــــــ	18 年度	4, 543 <i>ノ</i>	4, 184 人
	効率性	学資を必要とする								
	現行の内	めたもので、効率的 対する社会的期待/								
	容で効率	対 9 る社会的期待/    効率的な運用を図/				•				
	的といえ	効率的な運用を図り   ある。	J/CW/、以II	- で 快巾	196	ひ犯さ	₹/J³			
	L <sup>るか。</sup> ノ	000								
	基本方針適	県の総合計画であ								
	合性	合的な指針である「かながわ教育ビジョン」にお								
	県政の基	いて、高校生などへの就学支援の充実、推進を図								
討	本的な方   ることとしており、県政の基本的な					_週乍	介し			
	針に適合	ている。								
	している									
		(h. )								
	<b>適法性</b> 教育基本法の規定により学資の援助を必要とする者への貸付制度について必要事項を定めている									
	に抵触し   条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。									
	ないか。									
	その他									
見					由			特	記事	事 項
直	改正・廃止の必要はない。 奨学金に対する社会的期待 が高まっており、より効率的									
L	改正 <del>・廃止</del> を									
結	<del>уш</del> с	12017 00	な運用を区   討する。	1の /この	シ、じ	火止る	1.1円			
果			HJ 7 ′vJo							
次回	 回見直し予定	未定		見直し	規定	の有	無	(	有)	無
	y . =	1								